

放 置 違 反 金 公 示 納 付 命 令 書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、

この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年8月7日

富 山 県 公 安 委 員 会 印

弁明通知書番号
50-115-260601-137478
50-115-260603-003001
50-115-260603-003002
50-115-260606-137598
50-115-260610-003003
50-115-260615-004002
50-115-260626-004002
50-115-260626-004005
50-115-260627-004004
50-115-260706-004001
50-115-260706-004003
50-117-260603-137899
50-117-260606-137900

弁明通知書番号
50-117-260609-137861
50-117-260621-138151
50-117-260621-138152
50-117-260621-138153
50-123-260623-137748
50-123-260705-137749
50-123-260705-137750
50-125-260609-135747
50-131-260613-136097
50-131-260613-136098
50-131-260613-136099

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、
この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年8月7日

富 山 県 公 安 委 員 会 印



弁明通知書番号
50-115-260601-137478
50-115-260603-003001
50-115-260603-003002
50-115-260606-137598
50-115-260610-003003
50-115-260615-004002
50-115-260626-004002
50-115-260626-004005
50-115-260627-004004
50-115-260706-004001
50-115-260706-004003
50-117-260603-137899
50-117-260606-137900

弁明通知書番号
50-117-260609-137861
50-117-260621-138151
50-117-260621-138152
50-117-260621-138153
50-123-260623-137748
50-123-260705-137749
50-123-260705-137750
50-125-260609-135747
50-131-260613-136097
50-131-260613-136098
50-131-260613-136099